

* ここに掲載しているパブリックコメントの実施結果（新旧対照表）は、パブリックコメントによる市民の皆さんのご意見を踏まえ、素案を修正したものですので、条例（案）を策定していく中で、更に修正される場合があります。

「茅ヶ崎市自治基本条例（素案）」

パブリックコメントの実施結果（新旧対照表）

修正後	修正前
<p>前文 <u>鳥帽子岩が浮かぶ湘南のきらめく海や里山の趣が残る緑豊かな丘陵に囲まれた私たちのまち茅ヶ崎市は、市民と議会や市長が協力し合って、先人から引き継いだ自然や文化、歴史をはぐくみながら、心豊かに暮らすことのできるまちを目指してきました。</u> <u>こうした中、地方分権の進展や少子高齢社会の進行など社会構造の変化に伴い、市民と議会や市長は、市民の市政への参加や相互の連携、協力を一層進めるとともに、各地域の特性に応じた地域力の向上を図ることにより、市民が等しく尊重され、安心して暮らすことのできる地域社会を創り上げていかなければなりません。</u> <u>このような認識の下、市民主体による自治のさらなる推進を図るため、ここに、自治の基本理念、市民の権利と責務、議会や市長の責務など、茅ヶ崎市における自治の基本を明らかにした茅ヶ崎市自治基本条例を制定します。</u></p>	<p>前文 <u>美しい海や緑豊かな丘陵に囲まれ、温暖な気候に恵まれた私たちのまち茅ヶ崎市は、多くの先人のたゆまぬ努力によって、心豊かなまちとして発展してきました。</u> <u>私たちは、先人から引き継いだ豊かな自然や文化、歴史を育みながら、すべての市民が社会のあらゆる活動に等しく加わることができ、共に責任を分け合うまち、お互いに支え合い、安全で安心して生活できるまち、かけがえのない子どもたちを明るく健やかに育ていけるまちを目指します。</u> <u>私たちは、日々の暮らしの中で課題に直面したとき、一人でできることは一人で解決しますが、それでは解決が難しいときには、家族で支え合って、また、地域の人たちや同じような課題や考えを持った人たちなどと協力して解決します。</u> <u>そして、それでも難しい課題は、私たちが選び、このまちを託した議会や市長などと協力して解決していきます。</u> <u>少子高齢社会の到来など社会構造の転換期を迎え、私たちの目指すまちを実現するため、私たちは、市政への参加や多様な主体による連携、協力をより一層進めるとともに、各地域の特性に応じた地域力の向上を図り、持続可能な地域社会を創り上げていかなければなりません。</u> <u>私たちは、このような認識の下、この茅ヶ崎市が私たちの意思と責任に基づいて、未来に向かって歩み続けるため、茅ヶ崎市の自治において最大限に尊重すべき基本条例として、この条例を制定します。</u></p>
<p>第1 総則</p> <p>1 目的</p> <p>(1) この条例は、茅ヶ崎市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及</p>	<p>第1 総則</p> <p>1 目的</p> <p>(1) この条例は、茅ヶ崎市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及</p>

び責務、議会及び市長の責務、市政を運営するに当たっての基本原則等について定めることにより、地方自治の本旨にのっとり茅ヶ崎市における自治を推進することを目的とする。

2 条例の位置付け

- (1) この条例は、茅ヶ崎市における自治の基本を定めるものであり、市民及び市は、自治を推進するに当たり、この条例の趣旨を尊重するものとするを定めます。
- (2) 市は、市の条例の制定、改廃若しくは施行又は政策の策定、改廃若しくは実施に当たっては、この条例に定める事項を遵守しなければならないことを定めます。

3 用語の意味

- (1) この条例において、次に掲げる用語の意味は、それぞれに定めるところによる。

ア 市民 次に掲げるものをいう。

- (ア) 茅ヶ崎市内に住所を有する者
- (イ) 茅ヶ崎市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (ウ) 茅ヶ崎市内に存する学校等で学ぶ者
- (エ) 茅ヶ崎市内で事業活動を行うものその他公益の増進に取り組むもの
- (オ) 市に対し納税の義務を負うもの

イ 市 地方公共団体としての茅ヶ崎市をいう。

ウ 市政 市が行う活動の全体をいう。

エ 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

4 自治の基本理念

- (1) 茅ヶ崎市における自治は、基本的人権の尊重の下、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならないことを定めます。
 - ア 主権を有する市民の意思と責任に基づき、自立した地域社会の形成を図ること。
 - イ すべての市民が等しく地域社会の形成に加わることができること。
 - ウ 市民が相互に、又は市民及び市が連携し

び責務、議会及び市長の責務、市政を運営するに当たっての基本原則等について定めることにより、地方自治の本旨にのっとり茅ヶ崎市における自治を推進することを目的とする。

2 条例の位置付け

- (1) この条例は、茅ヶ崎市における自治の基本を定めるものであり、市民及び市は、自治を推進するに当たり、この条例の趣旨を尊重するものとするを定めます。
- (2) 市は、市の条例の制定、改廃若しくは施行又は政策の策定、改廃若しくは実施に当たっては、この条例に定める事項を遵守しなければならないことを定めます。

3 用語の意味

- (1) この条例において、次に掲げる用語の意味は、それぞれに定めるところによる。

ア 地方自治の本旨 地域の政治及び行政が主権を有する市民の意思及び責任に基づき、国から独立した法人格を有する地方公共団体により、自主的に行われることをいう。

イ 市民 次に掲げるものをいう。

- (ア) 茅ヶ崎市内に住所を有する者
- (イ) 茅ヶ崎市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (ウ) 茅ヶ崎市内に存する学校等で学ぶ者
- (エ) 茅ヶ崎市内で事業活動を行うものその他公益の増進に取り組むもの
- (オ) 市に対し納税の義務を負うもの

ウ 市 地方公共団体としての茅ヶ崎市をいう。

エ 市政 市が行う活動の全体をいう。

オ 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

4 自治の基本理念

- (1) 茅ヶ崎市における自治は、基本的人権の尊重の下、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならないことを定めます。
 - ア 主権を有する市民の意思と責任に基づき、自立した地域社会の形成を図ること。
 - イ すべての市民が等しく地域社会の形成に加わることができること。
 - ウ 市民が相互に、又は市民及び市が連携し

、又は協力することにより地域の福祉の向上を図ること。

第2 市民の権利及び責務

5 市民の権利

- (1) 市民は、市政に関する情報を知る権利を有することを定めます。
- (2) 市民は、市政に参加する権利を有することを定めます。

6 市民の責務

- (1) 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、自治を推進するための活動に主体的に取り組むよう努めるものとするを定めます。
- (2) 市民は、市政に参加するときは、他のものの意見及び行動を尊重するとともに、自らの発言及び行動に責任を持たなければならないことを定めます。

7 事業者の責務

- (1) 茅ヶ崎市内で事業活動を行うものは、その事業活動を行うに当たっては、地域社会との調和を図るよう努めるものとするを定めます。

第3 議会及び議員の責務

8 議会の責務

- (1) 議会は、主権を有する市民を代表する議員により構成される議事機関として、地域の課題及び市民の多様な意見を踏まえ、充実した討議の下に議会を運営するよう努めなければならないことを定めます。
- (2) 議会は、条例を制定する権能、市長等の事務の執行を監視する権能、政策を提言する権能その他議会に付与された権能の行使に努めなければならないことを定めます。
- (3) 議会は、議会を運営するに当たっては、市民に開かれたものとするよう努めなければならないことを定めます。

9 議員の責務

- (1) 議員は、主権を有する市民の負託にこたえるため、地域の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上に努めなければならないことを定めます。

、又は協力することにより地域の福祉の向上を図ること。

第2 市民の権利及び責務

5 市民の権利

- (1) 市民は、市政に関する情報を知る権利を有することを定めます。
- (2) 市民は、市政に参加する権利を有することを定めます。

6 市民の責務

- (1) 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、自治を推進するための活動に主体的に取り組むよう努めるものとするを定めます。
- (2) 市民は、市政に参加するときは、他のものの意見及び行動を尊重するとともに、自らの発言及び行動に責任を持たなければならないことを定めます。

7 事業者の責務

- (1) 茅ヶ崎市内で事業活動を行うものは、その事業活動を行うに当たっては、地域社会との調和を図るよう努めるものとするを定めます。

第3 議会及び議員の責務

8 議会の責務

- (1) 議会は、主権を有する市民を代表する議員により構成される議事機関として、地域の課題及び市民の多様な意見を踏まえ、充実した討議の下に議会を運営するよう努めなければならないことを定めます。
- (2) 議会は、条例を制定する権能、市長等の事務の執行を監視する権能、政策を提言する権能その他議会に付与された権能の行使に努めなければならないことを定めます。
- (3) 議会は、議会を運営するに当たっては、市民に開かれたものとするよう努めなければならないことを定めます。

9 議員の責務

- (1) 議員は、主権を有する市民の負託にこたえるため、地域の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上に努めなければならないことを定めます。

(2) 議員は、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、政治倫理の向上に努めなければならないことを定めます。

(3) 議員は、調査研究活動、立法活動、政策提言活動その他議会の責務を果たすために必要とされる活動を積極的に行うよう努めなければならないことを定めます。

第4 市長及び職員の責務

10 市長の責務

(1) 市長は、主権を有する市民の負託にこたえるため、地域の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上に努めなければならないことを定めます。

(2) 市長は、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならないことを定めます。

(3) 市長は、地域の課題及び市民の多様な意見に的確に対応することができる知識及び能力を持った職員を育成しなければならないことを定めます。

(4) 市長は、毎年度、市の行政運営の基本方針を定め、これを市民に公表しなければならないことを定めます。

(5) 市長は、政治倫理の向上に努めなければならないことを定めます。

11 職員の責務

(1) 市の職員は、この条例を遵守し、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならないことを定めます。

(2) 市の職員は、その職務の遂行のために必要な知識の習得及び能力の向上に努めなければならないことを定めます。

(3) 市の職員は、互いに連携を図り、協力して職務を遂行しなければならないことを定めます。

第5 市政運営

第5 - 1 市政運営の基本原則

12 市政運営の基本原則

(1) 市政は、自治の基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本原則として運営されなければならないことを定めます。

ア 市政は、市民への説明の下に運営される

(2) 議員は、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならないことを定めます。

(3) 議員は、調査研究活動、立法活動、政策提言活動その他議会の責務を果たすために必要とされる活動を積極的に行うよう努めなければならないことを定めます。

第4 市長及び職員の責務

10 市長の責務

(1) 市長は、主権を有する市民の負託にこたえるため、地域の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上に努めなければならないことを定めます。

(2) 市長は、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならないことを定めます。

(3) 市長は、地域の課題及び市民の多様な意見に的確に対応することができる知識及び能力を持った職員を育成しなければならないことを定めます。

(4) 市長は、毎年度、市の行政運営の基本方針を定め、これを市民に公表しなければならないことを定めます。

(5) 市長は、政治倫理の向上に努めなければならないことを定めます。

11 職員の責務

(1) 市の職員は、この条例を遵守し、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならないことを定めます。

(2) 市の職員は、その職務の遂行のために必要な知識の習得及び能力の向上に努めなければならないことを定めます。

(3) 市の職員は、互いに連携を図り、協力して職務を遂行しなければならないことを定めます。

第5 市政運営

第5 - 1 市政運営の基本原則

12 市政運営の基本原則

(1) 市政は、自治の基本理念にのっとり、次に掲げる原則に基づいて運営されなければならないことを定めます。

ア 市政は、市民への説明の下に運営される

こと。

イ 市政に関する情報は、市民及び市により共有されること。

ウ 市政は、市民の参加の下に運営されること。

第5 - 2 市政運営に関する諸制度

13 説明責任

(1) 市は、市政に関する事項について、市民に説明するものとするを定めます。

(2) 市は、市民から、市政に関する事項について説明を求められたときは、速やかに応答しなければならないことを定めます。

14 情報共有

(1) 市は、市政に関する情報について市民との共有を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないことを定めます。

ア 市政に関する情報を市民に分かりやすく提供しよう努めること。

イ 市民が容易に、かつ、等しく市政に関する情報の提供を受けられるよう努めること。

ウ 審議会その他の附属機関及びこれに類するものの会議を公開すること。ただし、非公開とする合理的な理由がある場合は、この限りでない。

エ 市が管理する情報の公開を求められた場合に、別に条例で定めるところにより当該情報を公開すること。

15 情報の管理等

(1) 市は、市政に関する情報の収集並びに市が保有する情報の利用及び提供並びに管理を適正に行わなければならないことを定めます。

(2) 市は、市が保有する情報を正確、完全かつ最新なものに保つとともに、常に利用が可能な状態にしておくよう努めなければならないことを定めます。

16 市民参加

(1) 市は、事案の内容、性質等に応じ、パブリックコメント手続、意見交換会その他の市民参加（市民が市の条例の制定、改廃、施行若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程に参加することをいう。以下同じ。）のための多様な方法を整備しなけれ

こと。

イ 市政に関する情報は、市民及び市により共有されること。

ウ 市政は、市民の参加の下に運営されること。

第5 - 2 市政運営に関する諸制度

13 説明責任

(1) 市は、市政に関する事項について、市民に説明するものとするを定めます。

(2) 市は、市民から、市政に関する事項について説明を求められたときは、速やかに応答しなければならないことを定めます。

14 情報共有

(1) 市は、市政に関する情報について市民との共有を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないことを定めます。

ア 市政に関する情報を市民に分かりやすく提供しよう努めること。

イ 市民が容易に、かつ、等しく市政に関する情報の提供を受けられるよう努めること。

ウ 審議会その他の附属機関及びこれに類するものの会議を公開すること。ただし、非公開とする合理的な理由がある場合は、この限りでない。

エ 市が管理する情報の公開を求められた場合に、別に条例で定めるところにより当該情報を公開すること。

15 情報の管理等

(1) 市は、市政に関する情報の収集並びに市が保有する情報の利用及び提供並びに管理を適正に行わなければならないことを定めます。

(2) 市は、市が保有する情報を正確、完全かつ最新なものに保つとともに、常に利用が可能な状態にしておくよう努めなければならないことを定めます。

16 市民参加

(1) 市は、事案の内容、性質等に応じ、パブリックコメント手続（市の計画等の策定等の過程において、案の段階で広く公表し、市民からの意見を求め、寄せられた意見に対する市の考え方を明らかにすることをいう。）、意見交換会その他の市民参加（市民が市の条例

ばならないことを定めます。

- (2) 市は、市民参加の機会が等しく得られるよう適切な措置を講ずるよう努めなければならないことを定めます。
- (3) 市は、市民参加をしやすい環境の整備に努めなければならないことを定めます。
- (4) 市は、市民参加により提出された意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならないことを定めます。
- (5) (1)から(4)に定めるもののほか市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。

17 政策法務等

- (1) 市は、地域の課題を解決するため、地方自治の本旨に基づいて法令を解釈し、これを運用するとともに、条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）を適切に制定し、又は改廃するものとするを定めます。
- (2) 市長は、市の基本的な制度を定める条例、市民に義務を課し、若しくは権利を制限する条例又は市民生活若しくは事業活動に直接かつ重要な影響を与える条例の制定又は改廃に着手するときは、その趣旨を市民に公表しなければならないことを定めます。ただし、公表しないことについて合理的な理由がある場合は、この限りでない。
- (3) 市は、この条例の趣旨にのっとり、市の条例等を体系的に整備しなければならないことを定めます。

18 総合計画等

- (1) 市は、市の目指す将来の姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、この条例の趣旨にのっとり、市の政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画（以下「総合計画」という。）を定めなければならない。
- (2) 総合計画は、市の財政の見通しと整合を図って策定され、又は改定されなければならないことを定めます。
- (3) 市の行政の各分野における政策を体系的に定める計画は、総合計画と整合を図って策定され、又は改定されなければならないことを定めます。

の制定、改廃、施行若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程に参加することをいう。以下同じ。）のための多様な方法を整備しなければならないことを定めます。

- (2) 市は、市民参加の機会が等しく得られるよう適切な措置を講ずるよう努めなければならないことを定めます。
- (3) 市は、市民参加をしやすい環境の整備に努めなければならないことを定めます。
- (4) 市は、市民参加により提出された意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならないことを定めます。
- (5) (1)から(4)に定めるもののほか市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。

17 政策法務等

- (1) 市は、地域の課題を解決するため、地方自治の本旨に基づいて法令を解釈し、これを運用するとともに、条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）を適切に制定し、又は改廃するものとするを定めます。
- (2) 市長は、市の基本的な制度を定める条例、市民に義務を課し、若しくは権利を制限する条例又は市民生活若しくは事業活動に直接かつ重要な影響を与える条例の制定又は改廃に着手するときは、その趣旨を市民に公表しなければならないことを定めます。ただし、公表しないことについて合理的な理由がある場合は、この限りでない。
- (3) 市は、この条例の趣旨にのっとり、市の条例等を体系的に整備しなければならないことを定めます。

18 総合計画等

- (1) 市は、市の目指す将来の姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、この条例の趣旨にのっとり、市の政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画（以下「総合計画」という。）を定めなければならない。
- (2) 総合計画は、市の財政の見通しと整合を図って策定され、又は改定されなければならないことを定めます。
- (3) 市の行政の各分野における政策を体系的に定める計画は、総合計画と整合を図って策定され、又は改定されなければならないことを定めます。

- (4) 市長は、総合計画の策定又は改定に着手するときは、その趣旨を市民に公表しなければならないことを定めます。
- (5) 市長は、総合計画の進行を管理し、その結果を市民に公表しなければならないことを定めます。
- (6) 市の政策は、法令の規定によるもの、緊急を要するもの又は著しい社会情勢の変化によるものを除き、総合計画に根拠を有するものでなければならないことを定めます。

19 財政運営等

- (1) 市長は、市政の運営が現在及び将来の市民の負担の上に成り立っていることにかんがみ、最少の経費で最大の効果を挙げるよう市の行政を運営するとともに、市の財政状況について、市民に分かりやすく公表するよう努めなければならないことを定めます。
- (2) 市長は、財政の健全性を確保するため、中長期的な展望に立って、計画的に市の財政を運営しなければならないことを定めます。
- (3) 市長は、市の財政の見通しを策定し、当該見通し、「20 行政評価」(1)で定める評価等を踏まえて予算を編成しなければならないことを定めます。

20 行政評価

- (1) 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を推進するため、市の政策について評価を実施しなければならないことを定めます。
- (2) 市長等は、(1)の評価の結果を政策に反映させるものとするを定めます。
- (3) 市長等は、評価しようとする政策の特性に応じて、市民及び学識経験を有する者による評価の仕組みを整備しなければならないことを定めます。
- (4) 市長は、(1)による評価の結果を市民に公表しなければならないことを定めます。

第5 - 3 公正と信頼の原則

21 行政手続

- (1) 市長等は、市の行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分等に関する手続を適正に行わなければならないことを定めます。

22 苦情等への対応

- (4) 市長は、総合計画の策定又は改定に着手するときは、その趣旨を市民に公表しなければならないことを定めます。
- (5) 市長は、総合計画の進行を管理し、その結果を市民に公表しなければならないことを定めます。
- (6) 市の政策は、法令の規定によるもの、緊急を要するもの又は著しい社会情勢の変化によるものを除き、総合計画に根拠を有するものでなければならないことを定めます。

19 財政運営等

- (1) 市長は、市政の運営が現在及び将来の市民の負担の上に成り立っていることにかんがみ、最少の経費で最大の効果を挙げるよう市の行政を運営するとともに、市の財政状況について、市民に分かりやすく公表するよう努めなければならないことを定めます。
- (2) 市長は、財政の健全性を確保するため、中長期的な展望に立って、計画的に市の財政を運営しなければならないことを定めます。
- (3) 市長は、市の財政の見通しを策定し、当該見通し、「20 行政評価」(1)で定める評価等を踏まえて予算を編成しなければならないことを定めます。

20 行政評価

- (1) 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を推進するため、市の政策について評価を実施しなければならないことを定めます。
- (2) 市長等は、(1)の評価の結果を政策に反映させるものとするを定めます。
- (3) 市長等は、評価しようとする政策の特性に応じて、市民及び学識経験を有する者による評価の仕組みを整備しなければならないことを定めます。
- (4) 市長は、(1)による評価の結果を市民に公表しなければならないことを定めます。

第5 - 3 公正と信頼の原則

21 行政手続

- (1) 市長等は、市の行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分等に関する手続を適正に行わなければならないことを定めます。

22 苦情等への対応

- (1) 市長等は、市の行政運営に関し苦情等があったときは、速やかに状況を確認し、必要に応じて、業務の改善その他の適切な措置を講じなければならないことを定めます。
- (2) 市長は、毎年度、(1)の苦情等の内容を取りまとめ、市民に公表しなければならないことを定めます。

23 監査

- (1) 監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するほか、市の事務の執行について監査を行うものとするを定めます。
- (2) 監査委員は、監査の結果を市民に分かりやすく公表するよう努めなければならないことを定めます。

24 職員通報

- (1) 市の職員は、市政の運営に関し違法又は不当な行為の事実があることを知ったときは、その事実を市長又は市長があらかじめ定めた者に通報するものとするを定めます。
- (2) 市は、市の職員が(1)の規定に基づき正当な通報を行うことにより、不利益を受けることがないように適切な措置を講じなければならないことを定めます。

第6 市民の公益活動

25 コミュニティ

- (1) 市民及び市は、公益の増進に取り組むコミュニティ（市民により自主的に形成された集団又はつながりをいう。以下同じ。）が地域の自治の担い手であることを認識し、その活動を尊重しなければならないことを定めます。
- (2) 市民は、自らの自由な意思に基づき、公益の増進に取り組むコミュニティの活動に参加し、又は協力するよう努めるものとするを定めます。
- (3) 市は、公益の増進に取り組むコミュニティから提出された市政に関する意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならないことを定めます。

26 協働

- (1) 市民及び市は、適切な役割分担の下、地域

- (1) 市長等は、市の行政運営に関し苦情等があったときは、速やかに状況を確認し、必要に応じて、業務の改善その他の適切な措置を講じなければならないことを定めます。
- (2) 市長は、毎年度、(1)の苦情等の内容を取りまとめ、市民に公表しなければならないことを定めます。

23 監査

- (1) 監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するほか、市の事務の執行について監査を行うものとするを定めます。
- (2) 監査委員は、監査の結果を市民に分かりやすく公表するよう努めなければならないことを定めます。

24 職員通報

- (1) 市の職員は、市政の運営に関し違法又は不当な行為の事実があることを知ったときは、その事実を市長又は市長があらかじめ定めた者に通報するものとするを定めます。
- (2) 市は、市の職員が(1)の規定に基づき正当な通報を行うことにより、不利益を受けることがないように適切な措置を講じなければならないことを定めます。

第6 市民の公益活動

25 コミュニティ

- (1) 市民及び市は、公益の増進に取り組むコミュニティ（市民により自主的に形成された集団又はつながりをいう。以下同じ。）が地域の自治の担い手であることを認識し、その活動を尊重しなければならないことを定めます。
- (2) 市民は、自主的な判断に基づき、公益の増進に取り組むコミュニティの活動に参加し、又は協力するよう努めるものとするを定めます。
- (3) 市は、公益の増進に取り組むコミュニティから提出された市政に関する意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならないことを定めます。

26 協働

- (1) 市民及び市は、適切な役割分担の下、地域

の課題を解決するため、互いの自主性及び特性を尊重し、対等の立場で連携し、又は協力するよう努めるものとすることを定めます。

- (2) 市民は、自らの自由な意思に基づき、地域の課題を解決するため、対等の立場で相互に連携し、又は協力するよう努めるものとすることを定めます。

27 市民活動の推進

- (1) 市は、公益の増進に取り組む市民の活動を支援するため、適切な措置を講ずるよう努めるものとすることを定めます。この場合において、市は、当該市民の活動の自主性及び自立性を損なうことのないよう配慮しなければならない。

第7 住民投票

28 住民投票

- (1) 市は、別に条例を定めることにより、市政に係る重要事項について、直接に住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができることを定めます。
- (2) 市長は、住民投票を実施するときは、住民投票の争点を明らかにするとともに、住民が当該争点について判断するのに必要な情報を提供しなければならないことを定めます。
- (3) 市は、住民投票の結果を尊重しなければならないことを定めます。

第8 国等との連携等

29 国等との連携等

- (1) 市は、共通する課題を解決し、又は行政サービスの向上を図るため、国及び他の地方公共団体と連携し、又は協力するよう努めなければならないことを定めます。
- (2) 市は、市の課題の解決に国際社会における取組が密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会との連携又は協力を推進するよう努めるものとすることを定めます。

第9 条例の検証等

30 条例の検証等

- (1) 市は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の施行状況及びこ

の課題を解決するため、互いの自主性及び特性を尊重するとともに、対等の立場で連携し、又は協力するよう努めなければならないことを定めます。

- (2) 市民は、自主的な判断に基づき、地域の課題を解決するため、相互に連携し、又は協力するよう努めるものとすることを定めます。

27 市民活動の推進

- (1) 市は、公益の増進に取り組む市民の活動を支援するため、適切な措置を講ずるよう努めるものとすることを定めます。この場合において、市は、当該市民の活動の自主性及び自立性を損なうことのないよう配慮しなければならない。

第7 住民投票

28 住民投票

- (1) 市は、別に条例を定めることにより、市政に係る重要事項について、直接に住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができることを定めます。
- (2) 市長は、住民投票を実施するときは、住民投票の争点を明らかにするとともに、住民が当該争点について判断するのに必要な情報を提供しなければならないことを定めます。
- (3) 市は、住民投票の結果を尊重しなければならないことを定めます。

第8 国等との連携等

29 国等との連携等

- (1) 市は、共通する課題を解決し、又は行政サービスの向上を図るため、国及び他の地方公共団体と連携し、又は協力するよう努めなければならないことを定めます。
- (2) 市は、市の課題の解決に国際社会における取組が密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会との連携又は協力を推進するよう努めるものとすることを定めます。

第9 条例の検証等

30 条例の検証等

- (1) 市は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の施行状況及びこ

の条例の規定が茅ヶ崎市の自治の推進に適合したものであるかを検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正その他の適切な措置を講じなければならないことを定めます。

- (2) 市は、(1)の規定による検証の結果及び(1)の規定により講じようとする措置（措置を講じない場合にあっては、その旨）を市民に公表しなければならないことを定めます。
- (3) 市は、(1)の規定により措置を講じようとするときは、(1)の規定による検証の結果及び当該講じようとする措置（措置を講じない場合にあっては、その旨）について、市民及び学識経験を有する者の意見を聴かなければならないことを定めます。
- (4) 市長は、(1)の規定による検証の結果、(1)の規定により講じた措置（措置を講じない場合にあっては、その旨。(5)において同じ。)及び(3)の規定により聴いた意見を議会に報告しなければならないことを定めます。
- (5) 市は、(1)の規定により講じた措置及び(3)の規定により聴いた意見を市民に公表しなければならないことを定めます。

31 施行期日等

- (1) この条例は、平成 年 月 日から施行することを定めます。
- (2) この条例の施行後、最初に行う検証等については、この条例の施行の日から3年以内に行うことを定めます。

の条例の規定が茅ヶ崎市の自治の推進に適合したものであるかを検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正その他の適切な措置を講じなければならないことを定めます。

- (2) 市は、(1)の規定による検証の結果及び(1)の規定により講じようとする措置（措置を講じない場合にあっては、その旨）を市民に公表しなければならないことを定めます。
- (3) 市は、(1)の規定により措置を講じようとするときは、(1)の規定による検証の結果及び当該講じようとする措置（措置を講じない場合にあっては、その旨）について、市民及び学識経験を有する者の意見を聴かなければならないことを定めます。
- (4) 市長は、(1)の規定による検証の結果、(1)の規定により講じた措置（措置を講じない場合にあっては、その旨。(5)において同じ。)及び(3)の規定により聴いた意見を議会に報告しなければならないことを定めます。
- (5) 市は、(1)の規定により講じた措置及び(3)の規定により聴いた意見を市民に公表しなければならないことを定めます。

31 施行期日等

- (1) この条例は、平成 年 月 日から施行することを定めます。
- (2) この条例の施行後、最初に行う検証等については、この条例の施行の日から3年以内に行うことを定めます。